▼ 大和証券オフィス投資法人

2020年7月17日

各位

不動産投資信託証券発行者名 東京都中央区銀座六丁目2番1号 大和証券オフィス投資法人 代表者名 執行役員 髙橋 基 (コード番号:8976)

資産運用会社名 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 福島 寿雄 問合せ先 コーポレート本部 部長 千葉 貴志 TEL. 03-6215-9649

グリーンファイナンス・フレームワーク策定等に関するお知らせ

大和証券オフィス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、グリーンファイナンス(注1)実施のために「グリーンファイナンス・フレームワーク」(以下「本フレームワーク」といいます。)を策定しましたのでお知らせいたします。

記

1. グリーンファイナンス策定の目的と背景

本投資法人は、資産運用に当たり、ESG(「環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)」)を重視することが中長期的な企業価値向上に資すると判断し、スポンサーである株式会社大和証券グループ本社(以下「本グループ」といいます。)が制定した環境ビジョン、環境理念、環境基本方針からなる環境3方針を参照しながら、環境問題への取り組みを進めています。

環境配慮への取組みの一環として、8年連続で「Green Star」評価を取得しているGRESB(Global Real Estate Sustainability Benchmark)リアルエステイト評価への参加や、DBJ Green Building 認証・CASBEE 不動産評価認証・BELS 評価・LEED認証などの外部評価機関による認証・評価の取得を通じて、保有物件の環境・省エネ対応やエネルギー利用の効率化とサステナビリティへの取組みの推進に継続的に取り組んでいます(注2)。

本投資法人は、グリーンファイナンスを通じてESG投資に積極的な投資家層への投資機会の提供することが社会的意義のあるものと考え、グリーンファイナンス・フレームワークを策定しました。

また、本投資法人が運用を委託する資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社(以下「本運用会社」といいます。)のスポンサーである本グループは、過去10年以上にわたって社会課題の解決に資する金融商品の開発や様々な施策の推進に尽力しております。本投資法人及び本運用会社においても、グリーンファイナンス実行により、本フレームワークに定めるグリーン適格物件への投資を通じ、国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)における「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、「産業と技術革新の基礎をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」に資するものと考えており、本グループの一員として持続可能な社会の創造に向けた取組みを一層強化してまいります。

ご注意: この文書は、グリーンファイナンス実施に向けたグリーンファイナンス・フレームワーク策定に関するお知らせに関して 一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

▼ 大和証券オフィス投資法人

2. 本フレームワークの適格性

本投資法人は、グリーンファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018 年版」(注3)、「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注4)、「グリーンローン原則(Green Loan Principles)」(注5)及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」(注6)に即した本フレームワークを策定しました。

本投資法人は、グリーンファイナンスで調達した資金を、グリーン適格資産(本フレームワークで定められた適格クライテリアを満たす既存又は新規の特定資産をいいます。)の取得資金又は同資金のリファイナンスに充当します。

また、本投資法人は、JCRより本フレームワークに対する第三者評価として「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」(注7)の最上位評価である「Green1(F)」を取得しています。

各内容等につきましては、各所のウェブサイトをご参照ください。

- (注1) 本資産運用会社において、調達資金の全額をグリーン適格資産の取得資金又は同資金のリファイナンスに充当することを目的とする借入れ又は投資法人債の発行を総称して「グリーンファイナンス」と規定しています。
- (注2) 各外部評価機関による認証・評価の内容につきましては、 本投資法人の環境への取り組み: http://www.daiwa-office.co.jp/plan/environment.htmlをご参照ください。
- (注3)「グリーンボンド原則(Green Bond Principles) 2018年版」とは、国際資本市場協会(以下「ICMA」といいます。)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されるグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- (注4)「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。
- (注5) 「グリーンローン原則 (Green Loan Principles)」とは、ローン市場協会(以下「LMA」といいます。)及びアジア太平洋地域ローン市場協会(以下「APLMA」といいます。)により策定された環境分野に使途を限定する融資のガイドラインです。
- (注6) 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいい、同ガイドラインでは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。
- (注7) 「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」とは、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、グリーンボンドガイドライン並びにグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを受けた発行体又は借入人のグリーンボンド発行又はグリーンローン借入指針(グリーンファイナンス方針)に対するJCRによる第三者評価をいいます。当該評価において発行体又は借入人のグリーンファイナンス方針に記載のプロジェクト分類がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体又は借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これらの評価の総合評価として「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」が決定されます。なお「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)を付けて表示されます。本投資法人に係る「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」は、以下のJCRのホームページに記載されています。

https://www.jcr.co.jp/greenfinance/green/

以上

* 本投資法人のホームページアドレス: http://www.daiwa-office.co.jp/